

役員等の報酬 に関する規程

社会福祉法人
順正寺福祉会

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人順正寺福社会（以下「当法人」）の定款の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員等とは、評議員・理事・監事・第三者委員・評議員選任解任委員会をいう。

（役員報酬）

第3条 役員が理事会・評議員会・評議員選任解任委員会等に出席したとき、または、監事監査に出席したときは、一律 1日あたり、10,000円を支払うことができる。

2 第三者委員が、その活動のため、園や苦情等申し出者宅を訪問した場合には、1回あたり、金5,000円を支払うことができる。その他の報酬は支払わない。

（出張旅費）

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する